

政令第十七号

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

経済産業大臣 林 幹雄  
内閣総理大臣 安倍 晋三

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十八号

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（特許法施行令の一部改正）

第一条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特許管理人を有する在外者（法人にあつては、その代表者が日本国に滞在している）」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 特許管理人を有する在外者（法人にあつては、その代表者）が日本国に滞在している場合
- 二 在外者が特許出願（特許法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、同法第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び同法第四十六条の二第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願を除く。）その他経済産業省令で定める手続を自ら行う場合
- 三 在外者が特許法第七十七条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料の納付をする場合

（特許法等関係手数料令の一部改正）

第二条 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表第一号中「一万五千元」を「一万四千元」に改め、同表第二号中「二万四千元」を「二万二千元」に改め、同表第十六号を第十九号とし、第六号から第十五号までを三号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七	特許法第五十三条第三項の規定による期間の延長（同法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者	一件につき四千二百円
八	特許法第五十三条第三項の規定による期間の延長（同法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。）を請求する者	一件につき五万五千元

第一条第二項の表第四号中「二万五千元」を「一万四千元」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号中「一万五千元」を「一万四千元」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 特許法第三十八条の三第三項の規定により手続をすべき者 一件につき一万四千元

第一条第三項中「第五号まで、第七号及び第十五号」を「第八号まで、第十号及び第十八号」に改め、同項第一号中「前項の表第十三号」を「前項の表第十六号」に改め、同項第二号中「前項の表第十四号」を「前項の表第十七号」に改める。

第一条の四第一項及び第二項中「第一条第二項の表第六号」を「第一条第二項の表第九号」に改める。

第二条第二項の表中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 実用新案法第二条の五第一項において準用する特許法第五十三条第三項の規定による期間の延長を請求する者 一件につき四千二百円

第二条第三項中「第三号」を「第四号」に、「第五号」を「第六号」に、「同表第九号」を「同表第十号」に改める。

第四条第一項の表第二号中「同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。」を、「第四十一条の二第二項」に改める。

第四条第二項の表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 商標法第九条第三項、同法第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項若しくは第六十五条の八第四項又は同法第七十七条第一項において準用する特許法第五十七条第三項の規定により手続をする者 一件につき四千二百円

第四条第三項中「第三号」を「第四号」に、「同表第七号」を「同表第八号」に改める。

第五条第三項中「第六号及び第七号」を「第九号及び第十号」に、「第四号」を「第五号」に改める。

（特許登録令の一部改正）

第三条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の二項を加える。

2 特許庁長官は、請求により又は職権で、前項の規定により指定した期間を延長することができる。

3 前項の規定による期間の延長は、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。

第三十八条の見出しを「（補正及び却下）」に改め、同条第一項中「は、登録の申請を却下しなければ」を「において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めるときは、申請人に対し、経済産業省令で定める期間内に当該申請について補正をすべきことを命じなければ」に改める。